

## 富山県済生会高岡病院 白衣類貸貸借及び洗濯業務委託契約書

富山県済生会高岡病院（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、甲における看護師白衣類（以下「白衣類」という。）の貸貸借及び洗濯業務について、次のとおり契約を締結する。

### （総則）

第1条 乙は、甲に対して、本契約書の定めるところにより、白衣類の貸与、貸与した白衣類の洗濯保守及びその集配業務（以下「貸貸借業務」という。）を行う事により、常に清潔で衛生的に整備された白衣類を供給するものとし、甲は、その対価として乙に貸貸借料を支払う。

2 貸貸借及び洗濯業務の内容は、別添「富山県済生会高岡病院 白衣類貸貸借及び洗濯業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとし、乙は、これを遵守しなければならない。

### （契約期間）

第2条 貸貸借及び洗濯業務の契約期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年とする。

### （納入場所）

第3条 乙が甲に対して貸貸する白衣類の納入施設及びその所在場所（以下「施設」という。）は、次のとおりとする。

【施設名】 富山県済生会高岡病院

【所在場所】 〒933-8525

富山県高岡市二塚 387-1

### （白衣類の引渡し）

第4条 白衣類の受渡しは、第3条記載の施設内の甲が指定する場所において行うこととし、その都度、数量の確認を行う。

### （貸貸借料）

第5条 毎月の貸貸料金は、別紙2の貸貸借料金表に定める種類別の貸貸料単価に当該月末日現在の種類別貸与人数を乗じた額の合計額に110/100を乗じた金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、端数を切り捨てた金額）とする。ただし、月間洗濯上限数（当月末日利用人数×18枚/人）を超えた場合は、規定数超え洗濯料金単価に基づき、超過洗濯料金を支払う。

2 乙は、甲に対し、毎月末日までに、当月の貸与人数を報告し、甲の確認を受けた後、当該月の貸貸借料を翌月8日までに甲に請求するものとする。

3 甲は、乙から貸貸借料の請求があったときは、適正な請求書を受理した月の翌月末日までに、乙に支払うものとする。

(白衣類の納品と運送費の負担)

第6条 乙が、貸与する白衣類の納品は、甲が第3条記載の施設内の指定する場所(院内1か所)において、甲及び乙双方立会いのうえ行うものとし、その都度、数量の確認を行う。

2 甲の施設への白衣類の運搬に要する運送費は、乙が負担する。

(衛生基準の厳守)

第7条 乙は、クリーニング業法第3条第3項の定める衛生基準に従い、洗濯をする白衣類を適正に処理するものとする。

(賃貸借業務の処理方法)

第8条 乙は、賃貸借業務を次の各号及び甲の指示に従って処理しなければならない。

(1) 回収、納入は、1週間に2回以上(月曜日及び木曜日)とする。

(2) 納入場所は、甲の指示する場所とする。

(3) 白衣類等は、「仕様書」5に従い、常に良質なものを納品するものとする。

(権利義務譲渡の禁止)

第9条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

(報告の徴収等)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、賃貸借業務の実施状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(事情変更)

第11条 甲は、この契約締結後の事情により、賃貸借業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、賃貸借料又は賃貸借期間を変更する必要があるときは、甲と乙が協議して書面によりこれを定めるものとする。

(賃貸借業務の確認検査)

第12条 乙は、納品の都度、甲に届け出てその検査を受けなければならない。

2 前項の検査により手直しを命ぜられたときは、必要な措置を講じたうえ、終了後に再検査を受けなければならない。

(洗濯及び補修)

第13条 白衣類等については「仕様書」5(3)に従い、衛生的かつ清潔なものを甲に提供する。なお、汚染した白衣類等はその都度交換又は洗濯補修を行うものとする。

(受検義務)

第14条 乙は白衣類の洗濯、補修及び設備、施設等について、甲及び関係諸官庁の指導を受け、又はその検査に応じなければならない。

2 乙は、白衣類等の洗濯、補修及び運搬等に従事する従業員の健康管理のために労働安全衛生法に従い、所定の健康診断を行うものとし、その結果を甲に通知するものとする。

#### (従事者)

第15条 乙は、賃貸借及び洗濯業務に必要な従事者を確保するとともに、その名簿及び勤務計画を乙に提出し、常に賃貸借業務に従事する者を明確にしておかなければならない。

2 従事する者の交代のあった場合も同様とする。

3 従事する者は、作業従事中、品位と清潔かつ端正な服装及び名札を着用し、乙の従業員であることを明瞭にすること。

4 甲は、従事者のうち不適格者があると認めるときは、その旨を乙に通知して従事者の交代を申し出ることができる。この場合、乙は、実情を調査のうえ、甲の申し出が正当と認めるときは速やかに従事者の交代を行うものとする。

#### (賃貸借及び洗濯業務責任者の選任)

第16条 乙は、賃貸借及び洗濯業務を指揮監督するための賃貸借業務責任者を定め、これを書面により甲に届け出なければならない。賃貸借及び洗濯業務責任者を変更するときは、乙は甲に事前に協議し、書面により甲に届け出なければならない。

#### (契約の解除)

第17条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対し、委託業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はこの契約を解除することができる。

(1) この契約条項に違反したとき。

(2) 違法、不正若しくは不当な行為があったとき、又は甲の信用を著しく失墜したとき。

(3) 委託業務を遂行することが困難であると甲が認めたとき、又は委託業務を継続する意思がないものと甲が認めたとき。

(4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 取締役等（受託者が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 取締役等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められるとき。

エ 取締役等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 取締役等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 取締役等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用しているとき。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号の規定に該当する者で構成されていると認められるとき。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業、接待飲食等営業、性風俗関連特殊営業及びこれらに類する業を営む者と認められるとき。
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けたと認められるとき。
- (8) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令を行った場合において、当該排除措置命令が確定したとき。
- (9) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令を行った場合において、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (10) 乙（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）について刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条による刑が確定したとき。

#### （違約金及び損害賠償）

第 18 条 乙は、第 17 条の規定によりこの契約が解除されたときは、甲に別紙 2 に記載された 1 ヶ月 1 人当たりの単価（消費税相当額を含む。）に年間貸与見込人数を乗じた額の 10 分の 1 に相当する違約金を支払わなければならない。

2 乙は、前項の場合において甲に損害を及ぼしたときは、同項の違約金のほか、その損害を賠償するものとする。

#### （業務の引継ぎ等）

第 19 条 この契約が終了し、又はこの契約の全部若しくは一部を解除した場合において、乙は、甲及び甲が指定する者が委託業務を引き継いで実施するために必要な措置を講じ、支援するものとする。

2 前項に規定する必要な措置及び支援の具体的な内容は、甲及び甲の指定する者と乙で協議の上、定めるものとする。

#### （個人情報の保護）

第 20 条 乙は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

#### （協議）

第 21 条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 富山県高岡市二塚387-1  
社会福祉法人<sup>恩賜</sup>財団<sub>財団</sub>济生会  
富山県济生会高岡病院  
院長 川端 雅彦

乙

別添

## 富山県済生会高岡病院 白衣類貸借及び洗濯業務委託仕様書

本仕様書は、富山県済生会高岡病院（以下、「甲」という。）における白衣類貸借及び洗濯にかかる業務内容の基準事項を規定するものである。

ただし、本仕様書に規定のない事項であっても、本業務の目的とする事項の現場の状況に応じて甲が必要と認めたものは、受託者（以下、「乙」という。）と協議し実施するものとする。

### 1. 目的

本業務は、甲の職員が病院業務を行うにあたり着用する制服等（以下「白衣類」という。）を乙が貸借により供給するとともに、洗濯を主とした保守を行うことにより職員の清潔で快適な作業環境を整備し、病院業務の円滑な運営に資することを目的とする。

### 2. 履行場所

〒933-8525 富山県高岡市二塚 387-1  
富山県済生会高岡病院

### 3. 契約期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

### 4. 仕様

貸借物品の内容については、別紙1に定めるとおりとする。

※年平均月間貸与人数見込み及び年平均月間規定数超過見込みについては変動あり。

### 5. 白衣類の保守

- (1) 白衣類の洗濯は乙の責任で行い、クリーニング業法第3条第3項に定める衛生基準に従うとともに、医療現場などで着用するという目的及び性質を考慮のうえ、適正な処理を行うこと。
- (2) 甲からの連絡に基づき、貸借契約時は新品を納入し、職員の採用（新規・中途）、人事異動または休業等から復職する職員には、新品または新品同様品を納入すること。  
なお、乙の負担において中途採用者の採寸用に試着品を院内に常備すること。
- (3) 補修（血痕・膿・分泌物・薬品等が付着した染み抜き、ボタンの外れ、ほつれ、ファスナー等の破損等）は、乙が無償で行うこと。また、補修は次回の集配の時までに完了し、納入すること。但し、補修が困難な時は乙の負担で新品または新品同様品を納入すること。
- (4) マタニティー白衣の臨時貸出要望がある場合は、乙の在庫等により契約金額の範囲内において、これに対応すること。
- (5) 体型変化等による白衣類のサイズ交換は、乙の負担で交換すること。また、特注サイズについても通常既存品と同一価格で供給すること。

## 6. 白衣類の管理方法

- (1) 洗濯データ管理を行う為のプライテックスラベル (50℃以上の温度に耐えられるもの) を白衣 1 枚ごとに貼り付け、「①病院名、②個人名、③品番、④サイズ」が明確になるようにし、他病院のものと混在しない仕様であること。また、IC タグ等により出庫状況、商品の所在等を追跡できるとともに、物品の紛失及び納入の遅れを防止する対策を講じること。さらに、病院からの問い合わせ等に対しては、データ出力できるものとする。
- (2) 病院への納品時はハンガー納品とすること。
- (3) 病院からの回収にはランドリー袋を使用することとし、そのランドリー袋及び袋を固定する為の容器 (ワゴン) は乙の負担とする。

## 7. 集配業務

賃貸借物品洗濯のための集配は、週 2 回 (月曜日及び木曜日) とし、集配日が祝日であっても納入及び回収は行なうこと。また、ゴールデンウィークや年末年始等の長期休暇については甲乙協議のうえ、病院業務に支障がないように対応すること。

## 8. 賃貸借料

- (1) 算出方法は、別紙 1 の【各セットに定める 1 人 1 ヶ月あたりの賃貸借単価】×【当月末の貸与人数】＝【当月請求額】とする。  
※月間洗濯上限数 (当該利用人数×18 枚/人) 以上を洗濯に出す場合は、超過洗濯料金を支払うものとする。
- (2) 【当月末の貸与人数】については、甲が情報提供する人事異動 (採用・退職・各休業等) に基づき、乙が算出した人数を甲が確認すること。

## 9. その他

この仕様書に定めのない事項が生じた場合、また不明な点が生じた場合などは、甲乙協議し、決定すること。

別紙1

セット No.	職種	性別	メーカー名	品名	品番	1人1ヶ月あたり 貸与数	年平均月間貸与 人数見込み (※1)
1	助産師・看護師 (日勤のみ)	男・女	ナガイレーベン	上衣	AY5572-8	5枚	74
			ナガイレーベン	パンツ	AY4223-14	5枚	
2	助産師・看護師 (夜勤専従者)	男・女	ナガイレーベン	上衣	AY5572-74	5枚	8
			ナガイレーベン	パンツ	AY4223-14	5枚	
3	助産師・看護師 (日勤・夜勤)	男・女	ナガイレーベン	上衣	AY5572-8	3枚	155
			ナガイレーベン	上衣	AY5572-74	3枚	
			ナガイレーベン	パンツ	AY4223-14	5枚	
4	看護師 (訪問看護)	男・女	ナガイレーベン	上衣	AY5572-130	5枚	8
			ナガイレーベン	パンツ	AY4223-14	5枚	
5	介護福祉士	男・女	KAZEN	上衣	133-83	5枚	7
			KAZEN	パンツ	155-78	5枚	
6	看護補助者	男	KAZEN	上衣	974-53	5枚	0
			KAZEN	パンツ	KZN810-28	5枚	
7	看護補助者	女	KAZEN	上衣	972-43	5枚	18
			KAZEN	パンツ	KZN810-28	5枚	
8	薬剤助手	女	KAZEN	上衣	972-41	5枚	3
			KAZEN	パンツ	KZN810-28	5枚	
9	助産師・看護師 (マタニティー)	女	ナガイレーベン	上衣	RF-5187-86	5枚	—
			ナガイレーベン	パンツ	HCS2488-14	5枚	
10	介護福祉士 (マタニティー)	女	ナガイレーベン	上衣	HOS4992-1	5枚	—
			ナガイレーベン	パンツ	HCS2488-14	5枚	
11	看護補助者 (マタニティー)	女	ナガイレーベン	上衣	HOS4992-1	5枚	—
			ナガイレーベン	パンツ	HCS2488-14	5枚	

注1) 上記のうち毎年4月1日新規採用者分については、3月中旬までに新品または新品同様の品を納入すること。

注2) セットNo. 7について、職員が男性であった場合でも同一の単価で同等品の白衣を上下各5枚貸与すること。

規定数超え洗濯枚数

種類	年平均月間規定数 超過見込み (※2)	単位
上衣	100	枚
パンツ	100	枚

注1) ※1及び※2は、令和5年8月～令和6年7月の1年間の実績数に基づいて算出。

注2) 契約後の毎年の実績数が異なった場合でも、乙は異議をとらえないものとする。

## 賃貸借料金表

### 【委託業務名】

富山県済生会高岡病院 白衣類賃貸借及び洗濯業務

### 【1】賃貸料単価

種 類	単 位	賃貸単価 (円)
(1) 看護師(夜勤なし) (男・女)	1人1ヶ月当たり	円
(2) 看護師(夜勤あり) (男・女)	1人1ヶ月当たり	円
(3) 看護師(訪問看護) (男・女)	1人1ヶ月当たり	円
(4) 介護福祉士 (男・女)	1人1ヶ月当たり	円
(5) 看護補助者 (男)	1人1ヶ月当たり	円
(6) 看護補助者 (女)	1人1ヶ月当たり	円
(7) 薬剤助手 (女)	1人1ヶ月当たり	円

### 【2】規定数超え洗濯料単価

種 類	単 位	規定超え洗濯料単価 (円)
(1) 洗濯料金 (上衣)	枚	円
(2) 洗濯料金 (パンツ)	枚	円

※上記金額には、消費税及び地方消費税の額は含みません。